

平成 2 1 年第 5 回  
上小阿仁村議会定例会  
会 議 録

平成 2 1 年 9 月 4 日 (開会)

平成 2 1 年 9 月 1 6 日 (閉会)

平成 21 年第 5 回上小阿仁村議会定例会会議録（第 1 号）

○招集（開会） 年月日 平成 21 年 9 月 4 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○会 議 年 月 日（時 間） 平成 21 年 9 月 4 日（10 時 00 分）

○出 席 議 員

1 番	齊 藤 鉄 子 君	2 番	小 林 信 君
3 番	長 井 直 人 君	4 番	石 川 富 三 君
5 番	鈴 木 米 雄 君	6 番	中 田 吉 穂 君
7 番	北 林 甚 一 君	8 番	武 石 善 治 君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小 林 宏 晨
副 村 長	鈴 木 健 作
総務課長兼診療所事務長	鈴 木 義 廣
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 壽 美 子
産 業 課 長	小 林 悦 次
主 幹 兼 建 設 課 長	加 賀 谷 敏 明
特別養護老人ホーム施設長	武 石 辰 久
代 表 監 査 委 員	山 田 貞 雄
教 育 長	小 林 茂
教育委員会事務局長	田 中 文 隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	萩 野 謙 一
議 会 書 記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第1号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について
- 第6 議案第2号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について
- 第7 議案第3号 平成20年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 議案第4号 平成20年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 議案第5号 平成20年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第6号 平成20年度上小阿仁村特別養護施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第7号 平成20年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第8号 平成20年度上小阿仁村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第9号 平成20年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第10号 平成20年度上小阿仁村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第11号 平成20年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第12号 平成20年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第13号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第18 議案第14号 平成21年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第19 議案第15号 平成21年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について
- 第20 議案第16号 平成21年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について

- 第 21 議案第 17 号 平成 21 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算  
について
- 第 22 議案第 18 号 平成 21 年度上小阿仁村老人保健特別会計補正予算につ  
いて
- 第 23 議案第 19 号 平成 21 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正  
予算について
- 第 24 議案第 20 号 平成 21 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算に  
ついて
- 第 25 議案第 21 号 平成 21 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正  
予算について
- 第 26 議案第 22 号 平成 21 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予  
算について
- 第 27 議案第 23 号 平成 21 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への  
繰入れについて
- 第 28 議案第 24 号 平成 21 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れ  
について
- 第 29 議案第 25 号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 第 30 陳 情

○本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

2 番 小 林 信 君

3 番 長 井 直 人 君

---

10 時 00 分 開会

○議長（武石善治） ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 5 回上小阿仁村議会定例  
会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

**諸般の報告**

○議長（武石善治） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

この件につきましては、議員各位のお手元に文書を配布しておりますので、これにて諸般の報告といたします。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武石善治） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、2番 小林 信君、3番 長井直人君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（武石善治） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決定いたしました。

### 説明員の通告

○議長（武石善治） 説明員の通告がありますので、報告いたします。

副村長、鈴木健作君。総務課長兼診療所事務長、鈴木義廣君。住民福祉課長、鈴木壽美子君。産業課長、小林悦次君。主幹兼建設課長、加賀谷敏明君。特別養護老人ホーム施設長、武石辰久君。代表監査委員、山田貞雄君。教育長、小林茂君。教育委員会事務局長、田中文隆君。

### 日程第3 行政報告

○議長（武石善治） 日程第3 村長より、行政報告についての発言を求められておりますので、これを許します。村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 平成21年第5回上小阿仁村議会の行政報告をさせていただきます。

総務課関係でございますが、第1番目に平成20年度の決算につきましては、一般会計も黒字、特別会計も黒字決算となっております。各会計の歳入歳出決算額については、1ページに表示しているところでございます。

2番目の平成21年度補正予算につきましては、今表示されている数字のとおりでございます。歳出予算で追加した主なものも1ページから2ページにわたって表示されておりますので、ぜひこれをご覧いただきたいと存じます。

また、特別会計は、平成20年度決算による繰越金の確定などに伴いまして、

次の9会計で補正予算となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

第3番、叙勲受章につきましては、萩野邦助様、堂川でございますが、この方が地方自治への功績が認められまして旭日単光章の榮譽に欲し、8月12日に北秋田地域振興局長より伝達されております。これまでのご尽力に感謝申し上げますとともに、衷心より祝意を表するものでございます。

4番、ふるさと納税寄附金につきましては、昨年は87万円、そして、今年の7月現在では総額55万7,000円で、全体として142万円のご寄附をいただいております。心からお礼申し上げますとともに、この貴重な支援を大切に活用してまいりたいと考えております。

さて、5番目の地域おこし協力隊でございますが、7月29日、八木沢部落の全世帯の方々にお集まりいただきまして、地域おこし協力隊の受け入れについて協議し受け入れることで最終的な合意を得ております。議員の方々の中には、なぜ八木沢でなければならないのかと、他のことにやらなければ不平等でないかという発言もございました。しかし、私の考えからいきますならば、やはり豪雪その他によって、村の中でも1番遠方に位置しているということからいたしましても、まずここから、いわば、救済活動並びにそういうことで始めたいということでございます。これが、成功が見られた場合には、別の集落においてもこれを継続してまいりたいと考えている次第でございます。多少支出がございましたので、これについてのご協力のほどお願い申し上げたいと存じます。

6番目の高度情報化事業につきましては、具体的には光ファイバーの設置の問題であります。これについては後ほど詳しく申し上げる予定でございます。

7番目の市町村の有償運送等につきましては、「こあに号」というふうに決定いたしております。これは皆様にアンケートを公募いたしまして、集まった中から1番わかりやすい、そして印象深いといわれるもので行政レベルで、皆で寄り集まって決定した結果でございます。

さて、大館能代空港、秋田内陸線へのデマンド型の乗合タクシーにつきましては、7月15日からサービスを開始しておりますが、現在、8月20日時点で、大館能代空港におきましては2名、秋田内陸線については1名となっております。これは、表示が間違っておりますのでご訂正のほどをお願い申し上げます。

パスポートの発行業務についてでございますが、これも、いわば都道府県レベルから市町村レベルへの権限移譲の一端でございます。これから皆様、わが村でパスポートが発行されることとなりますので、多少便利にはなるのではないかと考えております。

9番目の、「おらがふるさとフェスティバル」におきましては、非常に成功裏にこれが行われておりますので、将来はできるだけ民間の自発的な協力活動によってこれを遂行してまいりたいと考えております。

10番目の物品購入契約についてでございますが、具体的には4ページに表示されておるとおりでございます。

さて、これから住民福祉課関係でございますが、敬老会につきましては、9月18日にトレーニングセンターで挙げる予定でございます。ここで重要な点は、今年も対象者の皆さんより会費500円をちょうだいして開催するというふうに考えておりますし、来賓の方々からも非常に申しわけないわけですが2,000円をご負担いただきたいと、これは将来に向かって定着させてまいりたいと考えている次第でございます。

2番目の北秋田市周辺衛生施設組合についてでございますが、これについては修繕料5,000万円を補正しておりますので、財源については繰越金で対応している状況でございます。

3番目の公立米内沢病院についてでございますが、8月6日に正副管理者会議がございまして、6月の議会で報告しておりますが、不良債務2億3,100万円でございます。上小阿仁村の負担は1,900万円となっております。21年度の総負担額は3,000万円余でございます。これから、22年度からは約1,025万5,000円というふうな額に上小阿仁村の負担額が下がってまいります。これが2年続く予定でございます。この後に、これを脱退するかどうかという問題よりも先に、米内沢病院がどういうに変わっていくかということの方が、おそらくこちらの方が先に決定になるのではないかと、我々は期待している次第でございます。つまり、8月27日の病院議会では、行政報告の中で管理者北秋田市長が、現時点では、北秋田地域全体の米内沢病院の役割を検証しながら無床化、ベッドのないという、あるいは診療所にするか、こういうことも視野に入れて検討してまいりたいというふうな考えを述べておりますので、これはあらかじめ私どもに相談があった、報告があった時点の実行でございました。

さて、4番目の北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合についてでございますが、8月5日に北秋田市上小阿仁生活環境組合議会が開催されました。長下処分場の方向性につきましては、去年から今年にかけて閉鎖の方向性もあるとして精力的に県の側とも交渉し、市村でいろいろな問題を検討して現在にいたります。水処理にスプリンクラーを使って蒸発させていくことから水処理費用を抑えることができることが判明いたしました。また、関係集落の方々にも補修工事の状況、処理場等の現在の様子を見ていただきご理解をいただいております。そして、この施設は20年以上使用できるものと考えていることから、継続していくという決定をしたわけでございます。

当面継続ということございまして、これが半永久的に続くとは考えておりません。やはり、あくまでも費用対効果のことを考えながら見守っていき、そして改善をしてまいりたいと考えている次第でございます。

さて、消防防災についてでございますが、7月18日から19日の大雨によりまして対策本部を立ち上げて避難勧告を発令いたしました。人家につきましては、幸いにも床下浸水1軒に限定されました。しかし、水田の冠水50ヘクタール、道路の路肩の決壊1カ所、河川2カ所、農地農業用施設4カ所、林道5カ所の被害で約2,000万円余の被害額でございます。早期復旧に向けて担当部署で現在対応している状況でございます。

さて、保健事業についてでございますが、女性特有のがん検診推進事業につきましては、国の補助100パーセントで特定の年齢に達した女性に対して検診を実施することになりました。

さて、地域自殺対策緊急強化事業でございますが、県の補助で21年度から23年度まで実施いたしております。事業費の限度額が、今年度44万3,000円で来年度につきましては2倍の補助となる見込みでございます。方向としては、これをできるだけ、いわば高齢者の方々がサロンのようなところに出て来られまして会話を楽しむような機会を提供したいと考えて、ただいま検討中でございます。

子育て応援特別手当交付金につきましては、6ページと7ページに表示しておりますので、ましてやまた、新政権が成立することになりますので、この先の、いわば子供に対する交付金、これをどういうふうになるか、現在状況待ちの状況でございます。

8番目の福祉医療についてでございますが、乳幼児につきましては、8月1日から所得制限を外しまして医療費を無料としております。

産業課の関係についてご報告申し上げます。

稲作状況につきましては、秋田県につきましては、作況指数が100の平年並みと見込まれることになっております。

2番目の、こはぜの収穫につきましては、上小阿仁観光物産株式会社と秋田市内の株式会社四季菜との共同開発の連携によりまして、こはぜを活用したこはぜゼリーの商品開発することに成功いたしました。これで四季菜が製品を、いわば製造し、この道の駅が販売するということになっております。ご存知かもわかりませんが、こはぜの持つ抗酸化活性とポリフェノールが栽培ブルーベリーの2倍から3倍もあることがわかりまして、各方面から注目されているところであります。ぜひこれはネット販売を通じて大いにこれを拡大してまいりたいと思います。さて、その原料供給でございますが、1キログラム当たり900円で上小阿仁観光物産株式会社が購入を予定しておりますので、栽培している方々に周知していただきたいと考えている次第でございます。

3番目、スローツーリズムについてでございますが、6月27日の村おこしフォーラムのワークショップの総括とアンケート結果から、2回目のワーク



ショップを8月22日に行いまして、日本総合研究所の金子和夫さんの指導によりまして、山野草をテーマとしたワークショップとなったわけでございます。これからも漸次、2回のワークショップの開催を予定しておりまして、村民の提案を集約して方向付けをつかみたいと考えている次第でございます。

4番目の造林事業につきましては、平成21年6月19日に入札いたしました下刈り事業及び間伐事業は、以下のとおり8ページに表示されているところでございます。

それでは建設関係でございますが、第1番目の工事及び測量設計業務の発注状況につきましては、8ページから9ページに表示され、あるいは10ページに表示されているとおりでございますのでご覧いただきたいと存じます。

さて、教育委員会関係でございますが、まず第1に各種大会の様々な行事で、皆、上小阿仁の特に児童生徒は大奮闘でそれなりの大きな成果を上げております。これについては後ほどお読みいただきたいと思っております。

学校関係におきましても相当大変なすばらしい成果を上げて、このたび村長の所にまいりまして報告を受けております。

社会教育関係でございますが、駅伝がこれから、10月4日に開催されることになっておりますので、皆様の積極的な参加をお願いしたい次第でございます。

さて、「子どもサミット」が開催されまして、これもまた成功裏に終結いたしました。2年目のテーマといたしましては「ふるさとの自然や環境、伝統文化・伝承行事を考える」ということで、この子供たちが非常に具体的な提案をいたしまして、また、非常に環境意識が高いことに驚かされた次第でございますし、具体的な提案がございまして、村を蛍の里にしようということ、これは私どもの方向付けと全く一致することございまして、ぜひこれを理科の授業の一環として、いつかはこういうことが具体的に人たちの間に広がることを期待している次第でございます。

3番目は、東北へき地教育研究大会が、この10月2日開催される予定でございます。そういう意味で、諸先生並びに児童生徒の積極的な協調活動によって、ぜひこの大会を成功に導いていただきたいと考えている次第でございます。

第4番目は、新しい英語指導教師の着任でございまして、昨年10月から英語教師として子供たちに英語指導を行ってきましたオーストラリア人のエドワード・バーンさんが7月で任期を終えました。この後任として、今度はアメリカ人のヒクソン・マシューさんが着任いたしました。引き続き、彼はそういう意味ではALTとして英語指導を横手市でやってきておりますので、またその技術をこの上小阿仁でも十分に発揮していただきたいと考えている次第でございます。

5番目の平成20年度社会教育施設の利用状況につきましては、13ページか

ら 14 ページに記載されているとおりでございます。トレーニングセンターにつきましても 14 ページから 15 ページに表示されている状況でございます。

図書館につきましては、やはりこの利用、1 人当たりの年間貸し出し冊数は全県第 4 位となっておりますが、人口 1 人当たりの図書購入費は全県 1 位となっております。利用状況につきましては 15 ページから 16 ページに表示されている次第でございます。

若者センターにつきまして、16 ページから 17 ページについて表示されている状況でございます。

さて、国保診療所関係でございますが、7 月末の診療状況は、医科が 1 日平均 57 名で前年比 13 人の大幅増となっております。歯科は 1 日平均 10 人で、前年度と同数でございます。医科、歯科合わせて患者数は 29 パーセント増となっております。今後とも、村唯一の医療機関として運営に努力してまいります所存でございます。

杉風荘関係でございますが、現在の状況は定員 86 名で、村出身者が 41 名となっております、50 パーセントを切っておる状況でございます。

さて終わりに、現在の懸案事項について、2、3 指摘してまいりたいと存じます。

村の財政状況につきましては、20 年度決算報告に基づきまして、現在の財政状況について説明申し上げたいと思います。私が就任した平成 19 年 5 月時点では、一般会計予算規模が 25 億で、大体約 60 億近くの借金がございました。それから予算編成上の 2 つの原則、つまり原則として基金には手をつけない。ただし、一時的必要充足目的で、例外的に 3,000 万円を上限とする基金取り崩しは許可する。しかし、年度末にはこの収支のバランスをとる。さらに第 2 原則として、金利の高い借入金を繰上償還する。この 2 原則を導入いたしました。その結果、現時点で村の借金は既に 50 億円を切っておりまして、次世代あるいは若者に借金を残さない努力はこれからも意欲的に継続する所存でございます。

2 番目、高度情報化事業の光ファイバー設置でございますが、さらに重要な事項等、私が考えていることは、中央の都市と地方間の所得格差の是正の問題でございます。経済活動の自由が保障される限り、その結果としての格差が生じることは、これは自然な現象でありまして、格差を全くなくすることは目標とすべき事項では当然ございません。しかし、その格差があまりにも広がる場合には、社会は不安定化いたします。それに対応する政策は、第 1 に競争敗者に対するセーフティネットの設置。第 2 に格差拡大をある程度防ぐために地方への重点的社会インフラの投資でございます。

この社会インフラ投資の一貫として、私は光ファイバーの設置を挙げたいと存じます。

先回の参議院選挙で金田勝年氏の応援した際に、県南出身の当時の総務大臣、菅さんと知り合う機会がございました。皆様ご存知のように、私は就任の前に、社会インフラとして主に企業誘致目的のために光ファイバーの設置を目標に掲げておりました。しかし、現実には国の交付金が設備総額の3分の1程度で、25億円程度の一般会計予算で60億円近い借金がある村としては厳しい状況でございました。例えば、設備費が6億円であるとすれば、国の交付金は2億円で借金が4億円となります。3分の1の交付金が、待っていれば近いうちに2分の1に上げられるのではないかという噂もございました。1年待ちました。しかし、今年になっても2分の1になる気配はございませんでした。

選挙も近くなりましたので、私は菅元総務大臣に手紙を書きまして、都市と地方の所得情報格差をある程度是正するには、地方への社会インフラ、例えば光ファイバー投資が不可欠であると、そのための交付金は従来どおりの3分の1などのようなけちなことではなくて、3分の2あるいは全額交付すべきであると、多少我田引水の感がございますけれども、訴えたわけでございます。間もなく菅さん自身から電話がありまして、良いアイデアなので1週間以内に結論を出したいということでございました。しかも、1週間後に再び電話がございまして、3分の1の交付に加えて、残りの3分の2の90パーセントを交付するという内容でございました。結果的には98パーセントとなるわけでございますが、つまり、6億円の場合には村の負担は実質2パーセントで、結局1,200万円で済むこととなります。

しかし、そういう好条件になった現在では、応募市町村が多すぎまして、予算枠をはるかに超えてしまったわけでございまして、その交付割合が相対的に下がりまして、70数パーセントから85パーセントに下がったわけでありまして、過疎債を利用して実質の負担は、現時点においては3,000万円程度に上昇しております。これでも大幅な改善であると私は考えております。村はこれから老人パワー、つまり65歳以上、高齢化率は現在は44.5パーセント、この活性化のために光ファイバー新設と並行してコンピューター教室を開始いたしまして、講座に参加した多くの人たちにできるだけ多くネットにアクセスし、社会の変化に遅れることがないように努力され、終生これ現役に留まることを期待している次第でございます。

3番目の認定こども園でございまして、県の専門職員諸氏の指導のもとに、保育園先生たちの多大な努力の結果、この4月に認定こども園の認定を受けまして、認定こども園には、幼保連携型、それから幼稚園型、それから保育所型、それから地方裁量型と、この4種類がございまして、わが村の認定こども園は、認可保育所に幼稚園的な機能を備えたいいわゆる保育所型の認定こども園でございまして。幸いなことに先生たちの多くは保育士資格と幼稚園教諭の免許の両資

格を持っておりまして、保育、教育の土台となる幼保一体型指導計画作成に一丸となって取り組んでいる現状でございます。認定こども園認定基準の1つに小学校との連携強化が掲げられておりますが、保育園の先生たちは、校長先生をはじめとして小中学校の先生たちと交流しながら、小学校生活へのスムーズな移行を図るため昨年から相互職場体験や研修会を通して相互理解に努めている状態でございます。現在、保育活動の中に英語指導教師による英語を取り入れた、いわば遊びを取り入れた学習を子供たちに提供しておりますが、将来は限られた範囲の中で音楽リズム、絵画、体育などの情操教育の一環として取り入れたいと考え、その可能性について先生たちに検討を要請しているところでございます。

いずれにしても、子供たちが人生の重要な時期に良く学び、良く遊ぶ機会を最大限提供することが大切であろうと認識している次第でございます。こういうことが始まる前に、こんなものは何もたいした進歩がないからというようなことではなく、あくまでも議員諸氏、前向きにご協力を賜りたいと存ずる次第でございます。

第4番、滞納村税の欠損処分の問題でございます。ここで重要なことは、欠損処分の直接効果について皆様にご説明申し上げます。納付されない納付額が帳簿から消滅するので、直接次のような効果が得られます。不良債権額の減少、これが減少することによりまして納付率が相対的に向上いたします。不良債権の処理によりまして、いわば債権管理が健全化されること、これが非常に重要でございます。その結果、不良債権に対する徴収コストが減少いたします。

第3に不良債権処分の間接効果でございますが、納付率が向上いたしますことが、まず当然でございますし、その結果、徴収にかかる費用対効果が相対的に向上いたします。そして納付率が向上することによって、これは非常に重要なことではありますが、国や県の各種査定値が向上いたすという効果がございまして、県におきましても、この欠損処分は粛々で行われているのが現状でございます。調べたところ、秋田県の25市町村の中でこの欠損措置を行っていないのは2自治体に過ぎない状況でございます。

今後の方針でございますが、村の財政はなかならず納税によって支えられていることは当然でございます。可能な限り村税が時効とならないような対応努力はしてまいる所存でございます。さて、努力を重ねても、しかし納付されずに収入や財産がないために納税できないと判明した場合には速やかに滞納処分の執行停止、これは地方税法の第15条の7であります。これを行うようにして、滞納が長期になることを防止する所存でございます。中長期的な対策といたしましては、児童生徒に税や財政の教育を漸次行うことや、村内の納税意識の向上を図ることなどが考えられますので、これを鋭意努力して行っていく予定で

ございます。

納税が国民の義務であるにもかかわらず、なぜ滞納が発生するかという疑問が絶えず皆さんがお持ちで、私どもも持っている状況でございます。極めて少数の納税意識の低い者は論外といたしまして、税の制度が抱える問題点によるものが大部分でございます。

さて、これまでどおり欠損の運用によりまして、時効となっても帳簿に計上しておいた方が村のためになるのではないかという疑問がこれまでずっと続いてきておる状況でございます。確かに理解可能でございます。ただし、これに対するお答えは、時効というものは法律に明記されて明確に記載されておりまして、これに従った手続きをする必要がございます。また、欠損処分を行わない場合には不良債権処理を行わないことと同じで、普通、企業でそういうことは随時行われておりますが、公共団体であるからこそこういうことは行う必要がないということにはなりません。不良債権を村の帳簿から消滅させないことによりまして、債権総額である分母が膨らみまして、主要指標である能率が低下してまいります。一方で、民間企業と同様に資産管理としてみたときには、村の資産を過大に計上することと同じでありまして、これは決して望ましいことではございません。

さて、いつも質問されることでありますが、なぜにこれまで欠損額が累積してきたのかと。これまではきちんと納税した村民との、いわば納税の公平の観点から欠損処分をためらってきたものと拝察されるわけでございますが、しかしながら、時効については法律に明確に規定されていることであり、不良債権処理の観点からも今度は定期的に手続きを進めていく所存でございます。

それでは、村内の納税意識の向上というのは、具体的にどうするかという問題がございますが、短期的対応と中長期的対応の2つがございます。具体的には今後内部で議論する必要がございますが、短期的には集落ごとに集会を開き、税と財政について説明して、並行して、広報などに度々に税の仕組みについての説明をする必要があるとも考えております。これまでいろいろやっておりますが、十分であるとは考えておりません。長期的には、さらに児童に税や財政についての教育を行うことも必要と考えております。

さて、欠損処分は滞納者に得をさせて納税者に不利益をもたらすのではないかという、いわば効用論というものがございます。これも理解できる1つのことでございますが、これには2つばかりの側面がございます。

まず1つは、統計的、財政的な側面でございます。欠損処分というのはまず第1、法に従うことであります。しかも欠損処分をしなければ、統計上は残念ながら、何回も申しておりますが、不良債権の存在により納付率が低下してまいります。納付率の低下は、国などの上部団体から見れば自主財源の回収を

怠っていると判断されるため、村に対する国の交付金などが減額される場合がございます。国の交付金が減額されれば、結果としては減額された部分については、現状の料金や、いわば保険料に上乗せする形で村民全体に負担をお願いすることになります。このように、欠損処分を行わないことが、逆に村民全体に不利益をもたらすことがある事実をご理解いただきたいと存じます。

さて、2番目は滞納者へのペナルティ的、罰則的な側面がございます。現実といたしましては、滞納者は当然ながら納税証明書が発行されないことから、経済的社会的信用を得ることができなくなります。今後は、村として費用対効果に考慮をしながら差し押さえを強化する予定ではございますが、関係機関に滞納者として情報が流れた時点で事業や融資に多大な影響を生ずる非常に大きなマイナス効果を得ることになります。まず具体的に申しますならば、滞納があることでできなくことの例といたしましては、第1に公共入札への参加ができなくなる。第2番目に在宅家族介護サービス費の受給、これもできなくなります。第3番目には村営住宅への入居も不可能になります。

12番目に、欠損処分は当局の徴税努力放棄の口実とされないかと。これもよく出る論拠でございますが、時効は法律に明確に規定されており、これに従った事務処理手続きは必要でございます。村当局が意図的に徴税努力を放棄するという事は決してあり得ない。既に指摘しましたとおり、欠損処分の結果、滞納納付率の向上による統計上のメリット。また、交付金上のメリットもございます。納付率の向上により国などの交付金が増額となった場合、増額の恩恵は村民全体に料金や保険料などの減少などという形でもたらされるわけでございます。

13番目でございますが、多額な欠損処分というのは、納税したくない、払われなければ欠損処理されて請求されなくなるという人が増えるのではないかとこの危惧がある。これも理解可能なことであります。これには、2つの側面がございます。1つは統計的、財政的側面でございます。村税の欠損処分というのはあくまでも法に従うことであります。欠損処分をしなければ、統計上は誠に残念ながら不良債権の存在として納付率が相対的に低下いたします。納付率の低下は、国などの上部団体からみますれば自主財源の回収を怠っていると判断されるため、村に対する国の交付金などが減額される場合がございます。国の交付金が減額されれば、結果として減額された部分につきましては現状の料金や保険料に上乗せする形で村民全体に負担を願うことになります。このように、欠損処分を行わないことが村民全体に不利益をもたらすことがあることをご理解いただきたいと存じます。

また、仮に税の不納運動のようなものが起こった場合、納付率にとどまらず、村の資金繰りや財政的な指標が悪化し、村をおとしめるだけでなく政策や行政

サービスも提供できなくなってしまう危険があり、住民に相当の不利益を生ずることが明らかになります。

第2番、租税法的な側面について申し上げますならば、地方税法第21条により納税しないことを広く他人にあおった場合は、3年以下の懲役または20万円以下の罰金に処されるため、このような行為は絶対に行わないよう村民全体にご注意願いたいと考えている次第でございます。

さて、5番の国保診療所につきましてでございますが、皆様ご存知のとおり、診療所長有澤先生には今年1月より当村においていただいております。患者数も大幅に増加し、とりわけ在宅で介護されている人々は大いに助かっているという話を聞いております。在宅のままお亡くなりになる人々の家族は、有澤先生に心から感謝している旨、村長は聞いております。私の耳に到達する多様な情報を評価する限り、村民の圧倒的多数は有澤先生の診療に満足し感謝していると、そういう結論に達しております。

しかし、残念ながら、先生に直接電話などして、例えば8月17日の休診日について文句を言う人もいると聞いております。休診日は先生が決定するのではなく、村が決めているものでございます。それに文句を言うということは非常識きわまりないこととございまして、言語道断でございます。土日を休診日としておりますが、これも先生が決めているものではなくて村が決定していることとでございます。医師であっても他の人々と同様、休みは必要でございます。しかも、土日には看護師も事務職もいません。土日に患者が来れば、先生自身、これまで看護師、事務職の支援を得たものは全部、それなしで1人で機能を充足しなければなりません。人の善意の上にあぐらをかいてはならないと私は考えます。

子供が急にひきつけをおこしたとか、やけどを負ったとか、緊急事態の際には、たまたま先生がご在宅であればお願いすることは場合によっては許されると思われまます。しかし、診療日には待つ時間が長く、土曜日には待つ必要がないからとして安易に利用するなどということは許されないこととでございます。周辺の自治体には、開業医の中で土曜日も開業しているところがございます。これをぜひご利用いただきたいと考えております。

診療所は土日が休診日である原則は変わりませんので、これを守っていただきたい。先生の過労が重なり立ち行かなくなる場合には、この村は無医村になる確率は非常に高い状態に現在でございます。診療所に何か文句を言いたいことがありましたら、有澤先生に直接電話せずに、村長若しくは副村長にご連絡していただきたい。一所懸命村の人たちによかれと頑張ってください先生に心ない失礼な電話をかける人は、この村の住民全体をおとしめることにはならないとしても、結果として先生の診療意欲を失い得ることにつながります。善意の

人に対して感謝の心を持って対応できない人は、自分自身が幸せになることはできません。このような人がわが村に存在することは、村長として非常に残念に思っておりますので反省を促したいと存じます。

最後でございますが、第3回全国学力テストにつきましてご報告申し上げます。8月の終わりごろ、第3回全国学力テストの結果が明らかになりました。秋田県は、小学6年で過去3年連続全国1位、中学3年では連続第2位でございました。この秋田県の中でも上小阿仁村は、19年度は小学校第7位、20年度は小学校第4位、19年度中学校が第3位、20年度は中学校第4位でございました。21年度につきましてははまだ厳密には明らかになっておりませんが、順位は20年度とほぼ変わらないのではないかと推定しております。つまり、小中学校ともに3位、4位程度にとどまるだろうかと期待されております。つまり全国トップクラスの秋田県の中でもトップクラスに属するというのが、私どもの児童生徒であるということでございます。見事な成績でございます。3年連続トップクラスに位置するということは、ある程度定着したのではないかと考えて差し支えないと思います。これからも学校間で相互に情報を分かち合い、切磋琢磨していただきたいと考えております。その背景には、好ましい生活慣習及び学習慣習、そして普段の授業改善、きめ細かい指導、家庭、地域との協力などがあると推定されます。

問題は、一方で全国的に市町村別の成績を公表する動きが広がっているのに対し、県内では前回テストで全ての市町村教育委員会がデータ公開に応じなかった事実がございます。根岸県教育長は、数値の公表は目的ではなく手段である、使わなければ意味がない、全データをフルに活用し関係市町村が互いに学びあう気運の助長に努めたいと述べておりますが、私はこれに全く賛成でございます。序列化反対であるとか、過度の競争反対とか、日教組の画一的常套用語が蔓延しているところでは、ぜひこれからも相互的に公表する制度を確立したいと考えております。

小学校で、上小阿仁の生活習慣の中では、大抵の部分では平均以上で非常に満足しておりますが、2、3気になる部分がございます。小学校で朝食を毎日食べている割合が86.7パーセントで、秋田県平均、全国平均以下でございます。家の手伝いをしている割合も20パーセント程度で、秋田県平均、全国平均以下でございました。手伝いについては、中学校も、秋田県、全国平均以下でありました。改善のための話し合いがほしいところでございます。

先生のこれまでの努力に対して、衷心より感謝申し上げ、さらなるご努力を期待申し上げます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これで行政報告を終わります。